

## 霊園の概要

案内図 対象番号	区画番号	面積	区画数	使用料 (永代)	管理料 (年間)
①	1～1014	6平方メートル (2m×3m)	993	円 268,000	円 3,240
②	1015～ 1708	5平方メートル (2m×2.5m)	694	円 280,000	円 3,240
③	2001～ 2592		592		

- ① 使用料は使用許可申請書時に一括でお支払いいただきます。納入後の使用料及び管理料の返還はいたしません。
- ② 初年度分の管理料は、使用許可と同時に全額お支払いいただきます。  
(年度途中の場合には、月割り計算となります。)
- ③ 使用場所を他の方に転貸はできません。
- ④ 区画の大きさは、現状優先になります。

## 申し込み

- ① 申し込み資格：(1)小美玉市に住所を有する方。  
(2)小美玉市以外に住所を有する方で特別の事由があると認めた方。  
※(2)の場合、使用料は上記金額の2倍の額になります。
- ② 資格の確認のため、戸籍抄本、住民票の写し等が必要となります。
- ③ 区画は原則として、1世帯につき1区画となります。

## 使用上の注意

- ① 管理料は、清掃その他霊園の管理に要する経費としていただくものです。使用許可を受けた区画の管理は、使用者の責任で行って下さい。
- ② 使用者の死亡、その他の理由により祭祀を主宰する方が変わる場合には、使用権の承継の手続きが必要です。
- ③ 使用場所に墓碑及びその他の工作物の新設、植樹等をする場合は使用場所施設工事届を提出しなければなりません。

- ④ 墓地は焼骨を埋葬するものとし、土葬はできません。また、埋葬の際は届出が必要です。
- ⑤ 霊園内の設備制限

盛土	外さく	墓碑及び墓誌等	植樹
0.4メートル以内	0.6メートル以内 生垣の植栽は認められない	2メートル以内	1.3メートル以内で、他に迷惑を及ぼさない範囲

地上納骨設備

使用場所の面積	高さ	境界との距離
使用場所の2割以内	1.3メートル以内	0.5メートル以上

※霊園内の設備制限は園路地盤面からの高さです。

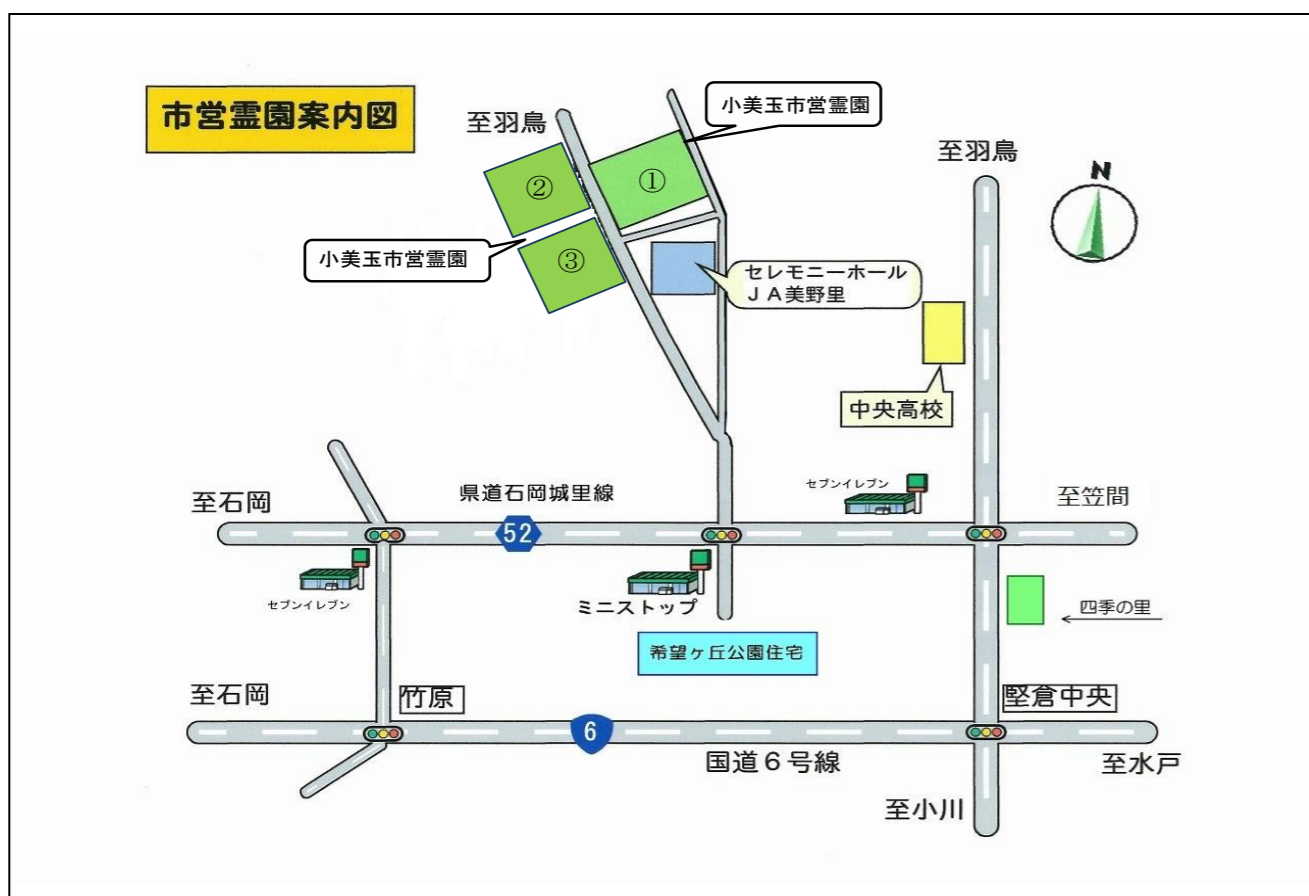
※動物の埋葬は原則禁止です。ペット霊園等をご利用ください。

## その他の注意

- ① 2年目からの管理料の納期は4月末です。お支払いは、金融機関による口座振替が便利です。(口座振替には手続きが必要です)
- ② 次の事項に該当するときは、許可を取り消すことがあります。
  - (1) 使用場所を目的以外に使用したとき。
  - (2) 使用権を譲渡し、又は転貸したとき。
  - (3) 使用者が死亡して6ヶ月を経過しても祭祀を継承する者がいないとき。
  - (4) 3ヶ年間管理料を納めないとき。
  - (5) 使用者が住所不明となって、7年を経過したとき。
  - (6) 条例等に基づく命令に違反したとき。
  - (7) 虚偽の申請によって許可を受けたことが判明したとき。
- ③ 不明な点は、環境課 市営霊園担当までお問い合わせください。

**霊園は、亡くなられた方を弔う大切な場所です。規則にしたがって、きれいに管理できるよう御協力ください。**

# 小美玉市営霊園のご案内



小美玉市 市民生活部 環境課

〒319-0192 小美玉市堅倉835  
電話0299(48)1111 内線1141.1142